

人事コンサルティング基本契約書

_____（以下「甲」という）及び 株式会社サントイエ（以下「乙」という）は、甲が乙に依頼し、乙が甲に提供する人事コンサルティング業務に関して、以下のとおり合意し、契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

1. 本契約は、甲が乙に、甲の要求する求人募集に対し、人材の募集、調査、面接選考、推薦に関する人事コンサルティング業務を委託し、乙がこれを受託し以上の業務を甲に提供することを目的とする。
2. 甲及び乙は、互いに信義に従い誠実に本契約を履行する。

第2条 （用語の定義）

本契約において用いる用語を、次のとおり定義する。

- （1）候補者 直接乙から甲に紹介された者
- （2）紹介 口頭若しくは書面（FAX、電子メールを含むとし、以下同様とする）にて、候補者に関する情報を提供すること
- （3）就労 候補者が、従業員・業務契約者・コンサルタント・代理人等の形態は問わず、乙が甲の求める要件を満たす候補者を紹介した日から起算して3ヶ月以内に、当該候補者と甲が雇用関係に類する契約を結ぶこと
- （4）被採用者 上記（3）の就労をした者
- （5）勤労日 上記（4）の被採用者が甲において勤労または役務の提供を開始した日
- （6）機密情報 本契約の契約期間中、若しくはそれ以前に甲または乙から相手方に開示された本契約の目的の達成に必要な財務上または営業上の情報、並びに、本契約の目的に関わる次の各号の一に該当するものをいう。
 - ① 口頭、書面等の媒体の形態を問わず機密である旨が通知されて開示された一切の情報
 - ② 乙が甲に紹介する人材のうち、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。以下「個人情報」という）
 - ③ 本契約の存在及び内容並びに本契約の目的、経過及び結果

第3条 （甲の通知義務）

1. 甲は、乙から紹介を受け、その採否を決定するものとする。
2. 甲が候補者の就労を決定した場合、甲は遅滞なく当該決定の旨を書面にて乙に通知するものとする。

第4条 （報酬）

1. 乙による本業務の遂行に対する報酬は、乙の募集にある実務経験者及び実務未経験者の採用決定1名に対し、20万円とする。
2. 報酬は消費税額を含まないものとし、甲は報酬にかかる法定の消費税額を乙に別途支払うものとする。
3. 乙へ支払われる報酬については、被採用者の在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請に使用するものとする。

4. 乙から甲へ紹介した被採用者が、既に別の何らかの方法で甲の求人へ応募をしていたとしても、乙が登録支援機関として支援をする場合には、本条1. 及び2. の報酬を支払うものとする。

第5条 (報酬の支払方法)

1. 報酬の支払い方法は、支援委託契約の締結月締め翌月末日に第4条に基づいて算出した報酬を乙の指定する銀行口座へ振り込み送金の方法により支払うものとする。

(支払日が金融機関休業日の場合は、支払期限の翌営業日に支払うものとする)

2. 甲は、第4条の算出方法に基づく報酬を下記口座に振込みにて乙に支払うものとする。

なお、振込手数料は甲の負担とする。

記

銀行名：	西武信用金庫	支店名：	渋谷東支店
種目：	普通	口座番号：	2023399
預金名義：	カ) サンティエ		

第6条 (保証)

1. 被採用者が、勤労開始日から起算して3ヶ月以内に当該被採用者の責めによる解雇または一身上の都合で退職した場合（勤労開始前は同様の理由で内定取消または内定辞退となった場合）は、乙は第4条及び第5条に基づき甲から受領した当該報酬を下記の期間毎に定める割合に応じて算定し、退職月の翌月末までに甲に返還する。

勤労開始日から1ヶ月以内 : 第4条算出額の70%

勤労開始日から1ヶ月超2ヶ月以内 : 第4条算出額の50%

勤労開始日から2ヶ月超3ヶ月以内 : 第4条算出額の30%

2. 乙は、甲の社員や過去に乙の紹介により甲に入社した社員に対して、雇用の勧誘、他社への就職の斡旋、その他、退職を促す一切の勧誘行為をしてはならない。
3. 乙が前項に違反して甲の社員を勧誘した場合、甲は乙に対し、これによって甲に生じた全ての損害（合理的な弁護士費用も含む）を請求することができる。

第7条 (機密保持)

1. 甲及び乙は、本契約の履行上相手方から開示、提供された一切の機密情報について厳に秘密を保持し、相手方の事前の書面による同意を得ずにこれをいかなる第三者（業務上知る必要のない甲または乙の役員・従業員を含む）に漏洩し、開示または本契約の目的以外に使用し若しくは複製してはならないものとする。
2. 甲及び乙が相手方から得た機密情報を自己の役員または従業員に使用させる場合には、本契約に定める機密保持義務を遵守させるものとし、当該役員の退任後及び当該従業員の雇用契約終了後といえども、機密情報について他に漏洩することのないよう措置するものとする。また、甲または乙の自己の役員または従業員が本条の義務を怠り、相手方が損害を負った場合は、連帯して責任を負うものとする。
3. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得て、または、本契約の目的を遂行する為に、第三者に機密情報を開

示する場合は、自己が本契約で負うのと同様の機密保持義務を当該第三者に課し、遵守させるものとする。

4. 本条はその情報が次の各号のいずれかに該当する場合は適用しないものとする。

- ア.開示されまたは知得したときに既に公知であった情報
- イ.開示されまたは知得したときに既に自己が所有していた情報
- ウ.開示されまたは知得した後に自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報
- エ.開示されまたは知得した後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- オ.開示または知得の前後を問わず独自に取得した情報
- カ.法令や官公庁により開示が強制される情報

第8条（再委託）

1. 乙は、甲へ事前の書面により通知して、甲の承諾を得た上で本業務を第三者に再委託することはできるものとする。
2. 乙が、第三者へ再委託をする場合に、第三者は契約上の受託者の義務と同等の義務を課すこととする。

第9条（権利譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、本契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡しまたは自己若しくは第三者の為に担保に差し入れる等、一切の処分をしてはならないものとする。

第10条（契約解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約または本契約の条項のいずれかに違反した場合若しくは下記の各号のいずれかに該当した場合には、何等通知催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。
 - （1）本契約またはこれに付随する契約の各条項に違反したとき
 - （2）差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てを受け、または、公租公課滞納の処分を受けたとき
 - （3）民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産の申立てを受け、若しくは自ら申立てをしたとき
 - （4）解散決議をしたとき
 - （5）支払い停止若しくは支払い不能に陥ったとき、または手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき
 - （6）資産、信用、支払い能力等に重大な変更を生じたと相手方が認めたとき
2. 甲または乙が前項に基づき本契約を解除した場合、その相手方は、全債務の期限の利益を喪失し、直ちに債務全額を相手方に支払わなければならないものとする。

第11条（中途解約）

1. 甲及び乙は、本契約の期間内であっても、相手方に対して、解約予定日の1ヶ月前までに書面による通知を行い、本契約を中途解約することができる。
2. 前項の場合、中途解約日までに被採用者の就労がなされているときは、乙は本契約第4条に定める報酬を甲に請求することができる。

第12条（損害賠償）

甲及び乙が、本契約の規定に違反して、相手方に損害を与えた場合には、直接かつ現実に発生した損害について、これを賠償しなければならないものとする。

第13条（反社会的勢力との関係）

甲及び乙は、現在及び将来において、自己ならびに自己の役員または実質的に経営権を有する者（以下「役員等」という。）及び自己の従業員について、下記の各号に掲げる事項を表明し保証する。

- （1）甲及び乙、またはそれぞれの役員等もしくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に属していないこと。
- （2）甲及び乙が、反社会的勢力により、その事業活動を支配されていないこと。
- （3）甲及び乙またはそれぞれの役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与し、もしくは便宜の供与を受ける等の関係を有していないこと。
- （4）前各号のほか、甲及び乙、またはそれぞれの役員等もしくは従業員が、反社会的勢力と関係を有することによって、社会的に非難されることがないこと。

第14条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。
2. 前項の有効期間が満了する1ヶ月前迄に甲または乙の何れかより、本契約を終了させる書面による申出がない場合、本契約は同一条件をもって1年更新されるものとし、以降も同様とする。

第15条（契約変更）

甲及び乙は、双方合意の上、各々の代表者が記名捺印した書面により本契約及びこれに付随する契約の条項を変更することができるものとする。

第16条（存続条項）

本契約終了後も、第6条（保証）、第7条（機密保持）、第9条（権利譲渡の禁止）、第12条（損害賠償）、本条（存続条項）乃至第18条（合意管轄）の規定の効力は存続するものとする。

第17条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議しこれを解決するものとする。

第18条（合意管轄）

本契約等に起因し、または関連して生じた紛争を第一審の専属的合意管轄裁判所は、原告の本社所在地の地方裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）

（乙）